

厚生年金基金の解散方針決議並びに新基金設立について

当基金は、平成26年7月16日に開催されました第48回代議員会において、解散方針を議決し、新たに新企業年金を創設することを議決いたしました。

1. 経緯

厚生年金基金解散の経過につきましては、平成24年2月24日に発覚いたしましたAIJ投資顧問の巨額年金資産消失事件を契機に、厚生労働省内に設置された「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部」において、基金制度廃止の方針が決定されました。

その後の社会保障審議会年金部会の下に設置された専門委員会でも「基金制度廃止」でとりまとめが行われ、法案の作業に入りました。

最終的には基金存続の道も残したものの、実質的な基金廃止の内容となった厚生年金保険法改正案が閣議決定され、国会審議を経て、平成25年6月19日改正案が可決成立し、6月26日に公布されました。

当基金では、こうした基金制度を取り巻く行政の動きを注視しつつ、平成24年11月14日の理事会・代議員会から、基金の解散・存続や他の企業年金基金への移行等、種々検討を重ねてまいりましたが、今回の法律改正により、基金存続のためには、今の掛金（基本標準掛金3.9%、加算標準掛金1.0%、加算特別掛金1.1%）に加え、さらに現在の加算標準掛金の約4倍もの掛金のご負担をお願いするか、国よりも常に高い運用利回りを指向するか、大変厳しい条件が国の基準になっています。

このような条件では、これ以上厚生年金基金を存続させることは、加入事業所の事業運営に深刻な問題が発生することから、これ以上の基金の存続は苦汁の決断ではありますが、困難と判断するに至りました。

2. 検討の内容、及び結果

このような状況の中、理事会・代議員会において2年にわたり基金制度の見直しについて検討を重ねてまいりましたが、基金のメリット及びデメリット、事業主掛金のご負担、従業員・年金受給者・年金受給待機者の年金及び外部積立の安心感等を考慮するとともに、国の年金の支給年齢の引き下げの検討、マクロ経済スライドの見直し等国の年金額の減少する姿が見えてくる中、従業員の老後の生活に役立つ業界独自の基金制度は必要との結論となり、平成26年7月16日の第48回代議員会において、厚生年金基金制度の解散の方針決議、及び新しい企業年金基金制度を設立することが議決されましたので、ご報告いたします。

今回は、あくまでも解散方針の議決であり、今後、関係機関と解散に向けた手続きを進めていくこととなりますが、解散認可までの間は、適用、掛金のご負担及び年金受給者への年金の支払いなどの基金事務は現在と同様の運営をしてまいります。

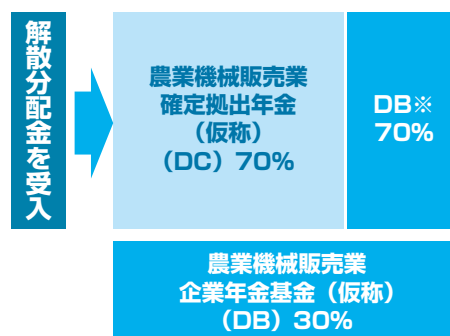
今後は事業主並びに加入員の皆様の同意を得た上で、解散の議決を行い厚生労働省へ申請し、認可を得て解散が確定することになりますが、解散には概ね2年から3年かかる予定です。

なお、今回の代議員会では加入員の福利厚生観点から厚生年金基金に代わる新たな年金制度の設立も議決されており、解散の手続きと並行して、理事会・代議員会及び新たに発足した制度検討委員会において検討を進めてまいります。

また、解散にいたる経緯及び新しい企業年金基金制度の内容につきましては、後日説明会を開催いたしますので、その際、事業主及び年金受給者等の皆様に、ご案内したうえで詳しく説明させていただきます。

3. 新基金の内容

- (1) 新基金は、確定企業年金基金をベースに、確定拠出年金を併設する形になります。解散に伴う分配金を新基金へ移し、年金原資とします。掛金負担は従来どおり全額事業主負担となります。下図のとおり確定給付企業年金(30%)、確定拠出年金(70%)の割合で資産を配分いたします。分配金は確定拠出年金へ移します。(加入員のみ)



※既にDCを実施している事業所等はDCへの参加はできません (DBの選択)

ベースの確定企業年金は全事業所共通となりますが、上の部分の確定拠出年金と確定給付企業年金はどちらか一つを選択することになります。

確定給付企業年金制度

- ・予定利年（給付の利息をまかなう為の収益目標）と給付利率（年金に対しての利息）を厚生年金基金の5.5%から2.5%へ引き下げます。
- ・一時金は、厚生年金基金と同様の給付とします。
- ・年金は、5年・10年・15年の有期年金とし、受給期間を選択とします。ただし、終身年金は廃止します。

確定拠出年金

- ・加入者自身で運用し、収益を求める。
- ・追加負担はありません。
- ・運用コストは非課税です。

なお、新しい企業年金の掛金は、確定給付企業年金、確定拠出年金とも非課税となります。

(2) 受給者・受給待期者の方

厚生年金基金解散に伴い、厚生年金基金の代行部分（基本年金）は国へ返します。代行部分（基本年金）は、国から年金を受けることになります。

一方、加算部分と基本上乗せ部分は解散後、分配金としての一時金で支払います。（厚生年金基金の支払いは終了します。）

ただし、厚生年金基金の分配金を、新基金（確定給付年金）へ移すことにより、分配金を給付原資として、年金又は一時金を受取ることができます。

4. 厚生年金基金の解散方針決議並びに新基金設立についての説明会につきましては、事業主・受給者・受給待期者へ文書にてお知らせしております。

説明会につきましては、お忙しいところ申し訳ありませんが出席のほどお願いいたします。

5. 厚生年金基金の解散・新基金設立のスケジュールについては、平成28年4月1日を解散・新設の予定して準備を進めております。

進捗状況につきましては逐次お知らせいたします。

